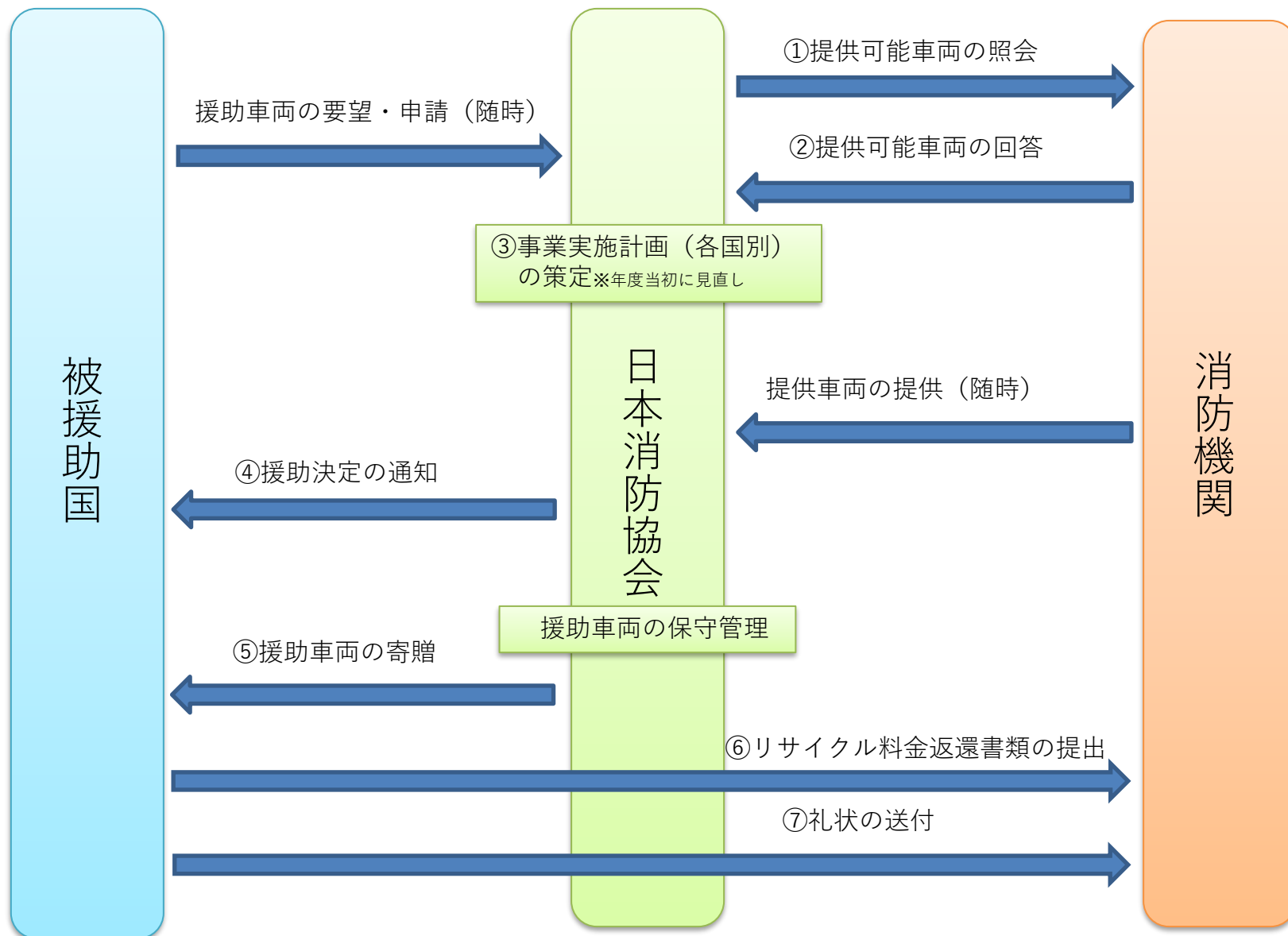


消防車両等国際援助事業の概要について

公益財団法人日本消防協会 国際部

1. 事業のスキーム



2. 事業の概要

(1) 被援助国等について

被援助国等は次のいずれかの要件を満たす必要がある

- ①原則として、外務省が実施する「草の根無償」事業の対象国であること
- ②援助が特に必要と認められる国等であること

(2) 援助車両について

国内の消防機関から提供を受けた消防車両等で、

- ①国内で概ね10年以上使用された運行可能車であること
- ②原則として、ホース等は積載されていないものであること
(※消防機関から提供を受けた場合を除く)
- ③援助車両の台数、車種、援助時期は、被援助国の希望に沿えない場合があること

(3) 経費負担について

国内外の輸送経費等の負担は、原則として次のとおり

- ①国内輸送費と車両の保守管理費は、日本消防協会が負担する
- ②海上輸送費、通関経費その他の海外輸送に係る経費は、被援助国が負担する
- ③被援助国は、外務省が実施する「草の根無償」事業を活用し、当該事業が定めるところにより負担することができる
- ④当該事業の目的達成のため、その他の方法により負担する

(4) 被援助国による報告

被援助国は、リサイクル料金返還に伴う関係書類を提出しなければならない
被援助国は、提供元の消防機関にお礼状等を交付しなければならない

【参考】事業の実績（令和5年3月末現在）

（1）被援助国数 46か国

（内訳） アジア	13か国	（インドネシア、カンボジア、スリランカ、タイ、中国、ネパール、マレーシア、フィリピン、ブータン、ベトナム、モンゴル、ラオス、ミャンマー）
中南米	10か国	（アルゼンチン、ウルグアイ、エクアドル、コロンビア、ジャマイカ、パラグアイ、ペルー、ホンジュラス、ハイチ、エルサルバドル）
アフリカ	15か国	（エチオピア、ジブチ、スーダン、タンザニア、ジンバブエ、コンゴモザンビーク、ガボン、ボツワナ、マラウイ、セネガル、アンゴラベナン、ケニア、ウガンダ）
その他	7か国	（サモア、サンマリノ、ソロモン諸島、ニュージーランド、フィジー、パプアニューギニア、シリア、イラン）

（2）援助車両数 1,656台

（援助車種）	ポンプ車	水槽付ポンプ車	救急車	救助工作車	化学車
	水槽車	小型動力ポンプ付積載車	他		

お問い合わせ
（公財）日本消防協会 国際部
TEL:03-6263-9542（直通）